

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	介護サービス(日常生活用品の給付)に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は介護サービス(日常生活用品の給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護サービス(日常生活用品の給付)に関する事務
②事務の概要	日常生活を営むのに支障がある高齢者等に対し、郡山市高齢者日常生活用品給付事業実施要綱に基づき、紙おむつなどの介護用品の購入費用を助成する事務を行う。 ①郡山市高齢者日常生活用品給付事業の申請に関する事務 ②申請に係る受給資格の認定審査、利用の可否の決定 ③利用者の状況を確認するための利用者台帳の整備
③システムの名称	1 保健福祉情報システム、2 中間サーバー、3 介護保険システム、4 庁内連携システム、5 団体内統合宛番号システム
2. 特定個人情報ファイル名	
事業利用者台帳等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会のみ> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 地域包括ケア推進課
②所属長の役職名	地域包括ケア推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口: 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 保健福祉部地域包括ケア推進課 電話024-924-3561
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を入手する際には照会時に複数項目での照会により個人を特定するようにしている。保管する場合には必要最低限とし、鍵付きの保管庫で保管、破棄する際には破砕機での破棄を義務付けている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	入手に関しては閲覧のみを基本とし、保管する場合には鍵付きの保管庫で保管している。破棄の際には破砕機での破棄を義務付けている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	郡山市日常生活用具・用品給付事業実施要綱	郡山市高齢者日常生活用品給付事業実施要綱	事後	
平成29年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	(新規)	3 介護保険システム	事後	
平成29年7月11日	同上	(新規)	4 共通基盤システム(庁内連携システム)	事後	
平成29年7月11日	同上	(新規)	5 団体内統合宛名番号システム	事後	
平成29年7月11日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第14号	<情報照会> 番号法第19条第8号	事後	
平成29年7月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I-5 ②所属長の役職名	地域包括ケア推進課長 安藤 博	地域包括ケア推進課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和7年4月30日	II-1 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和7年4月30日	II-2 いつの時点の計数か	令和元年5月16日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和7年4月30日	I 関連情報-3個人番号の利用	番号法第9条第2項 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、別表第1の10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表の100の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月30日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②根拠法令	主務省令第2条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年4月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新設された評価項目の記載	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年4月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新設された評価項目の記載	事後	新様式に伴う項目追加